第7章 「部落差別をなくす方法」をめぐる意識―大阪府、大阪市、堺市の比較から―

時岡新

はじめに

部落差別をなくす方法に関する質問には、いくつもの含意があり、その回答結果は重層的にまた全体的に吟味されなければならない。ここでは、部落差別の「原因」にかんする回答者の認識、問題解決をめぐる回答者の主体性、および差別の問題化に対する回答者の姿勢の3点に注目して分析をすすめる。

詳細は以下の各節で述べるが、ごく簡単に、回答選択肢の性格を示す。たとえば、部落差別をなくす方法として「同和地区の住宅や生活環境を改善・整備する」やり方を挙げる場合、その背景には、同和地区における実際の劣悪な生活環境が地区住民に対する差別意識を生じさせ、あるいは助長しているとの認識がある。また「基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす国民的運動を拡大・強化する」ことを重視する場合には、物理的な環境改善や表層的な啓発活動では解消、改変できない根本的な問題として「民主主義」の未成熟、未確立があると考えられている。

他方、差別をなくすための方法は何かとの質問に対して「同和地区の人々が、差別に負けないよう努力」すべきと答えたならば、それは問題解決をめぐる回答者の主体性が必ずしも強くないことの表れと言えよう。学校教育・社会教育への期待についても、自らすすんでそれらの学習課題に取り組む姿勢が伴わなければ、さしたる実効性は望めない。

第6章でも議論の対象とされている「そっとしておけば自然に"差別"はなくなる」という考え方は、差別を問題化することによって解決をめざそうとする活動への不同意、拒否を意味している。これまで多くの社会問題は、さまざまの異議申し立てを端緒に解決への道が模索され、事態の改変へと進んできた。その歴史に学ぶならば、問題化する活動の承認とその尊重は、差別の解消に不可欠の姿勢なのである。

以下の各節では、上述の視座から複数の調査を比較、検討したい。なお、資料の制約から、 比較は次のように行う。「1 1980 年調査~1995 年調査の比較」では、まず、複数回答の設 問となっている大阪府・大阪市の 1980 年調査と堺市の 1985 年調査を比較する(「1-1 大阪 府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較」)。続いて、大阪府と大阪市について、1985 年調査から 1995 年調査までを比較する(「1-2 大阪府、大阪市の 1985 年以降調査の比較」)。

さらに「2 2000、2005 年調査の比較」では、堺市との比較ができない設問については大阪府と大阪市を比較(「2-1 大阪府、大阪市の比較」)し、三者の比較が可能な設問については大阪府と大阪市、堺市とを比較する(「2-2 大阪府・大阪市 2000 年・2005 年調査と、堺市1999 年・2005 年調査の比較」)。

1 1980年調査~1995年調査の比較

1-1 大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較

はじめに、調査年、設問、選択肢が同一である、大阪府と大阪市の調査結果を比較する。ほ

とんどの項目で大阪府の数値が大阪市の数値を上回っているが、これは、大阪市の回答者に比べて大阪府の回答者が、より多くの項目にレ点をつけたことを示すものである。各項目別にみると、「「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的に「行政」や「同和地区」外の人々に働きかけて行く」、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」の2項目で、大阪府と大阪市の回答率に比較的大きな差異が認められる。いずれも大阪府の数値が高い。

部落差別をなくすために同和地区の人々の努力が必要であるとする考え方は、差別の原因が 被差別の側にあるとする認識と親和的である。当時、大阪市で行われていた啓発活動と大阪府 全体での啓発との間に何らかの違いがあるとすれば、回答結果との結びつきを検証することに は意義がある。他方、学校教育・社会教育への期待は、実際に行われている教育、啓発への評 価を反映した可能性がある。大阪市に比べ、大阪府全体における教育、啓発活動が高い評価を 得ていた可能性、逆に大阪市に比べ、大阪府全体における教育、啓発活動の不足が問題視され ていた可能性、などが考えられる。いずれにしても、今日的観点からの検証が待たれる回答結 果である。

続いて以上の回答傾向を、調査年に5年の違いがあるが、堺市1985年調査における類似の 設問(ともに複数回答)と比較する。

大阪府・大阪市の数値が近く、それと比べて堺市の数値が大きく異なっている項目は「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」で、大阪府 24.7%、大阪市 26.3%に対し、堺市は 36.5%ときわだって高い回答率を示している。他方、「人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」という項目では、大阪府 36.9%、大阪市 28.8%に対し、堺市は 22.3%と低い回答率である。

とくに後者、教育、啓発活動への期待について、堺市の数値が相対的に低いのはなぜだろうか。当時の堺市における教育、啓発活動との照合など実証的分析の必要がある。

表 7-1 大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較

いままで、"部落差別"や、「同和問題」のことに				
ついて、いろいろおききしましたが、"部落差別"				あなたは、同和問題の解決のためにはどのよう
をなくすには、どうしたらよいとお考えです				にしたらよいとお考えですか。必要だと思うも
か? とくに重要だと思うものにレ点をおつけ				のをお選びください。(○はいくつでも)
ください。				
「同和地区」の住宅や生活環境を改善・整備す	大阪府	11.7		
	大阪市	8.5		
		11.3	堺市	同和地区の住宅や生活環境をよくする
「同和地区」の人々の収入を安定・向上し、教	大阪府	19.9		
育水準を高め、生活力を強くする	大阪市	12.7		
		15.4	堺市	同和地区の人々に安定した仕事や産業を保障す
		13.4	נווזא	న
		15.2	堺市	同和地区の人々の教育水準を高める
「同和地区」の人々が言動をつつしみ、立派な	大阪府	24.7		
人間になるように努力する	大阪市	20.3		
		26.7	堺市	同和地区の人々が、まず差別されないように気
			רווזני	をつける
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努	大阪府	31.5		
カし、積極的に「行政」や「同和地区」外の人々 に働きかけて行く	大阪市	22.3		
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなく	大阪府	36.9		
し、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積 極的に行う	大阪市	28.8		
		22.3	堺市	人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的 に行う
基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざ	大阪府	14.6		
す国民的運動を拡大・強化する	大阪市	11.6		
"差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うもの	大阪府	10.6		
を、法律で処罰する	大阪市	7.8		
		17.5	堺市	差別を営利目的に使うものなど悪質な差別を法 律で処罰する
「同和地区」の人々が、かたまって住まないで、	大阪府	24.7		
分散して住むようにする	大阪市	26.3		
		20.5	1m 	同和地区の人々が、かたまって住まないで、分
		36.5	堺市	散して住むようにする
「同和地区」のことや"差別"のことなど口に出さ	大阪府	34.1		
ないで、「寝た子をおこす」ことをやめ、そっ				
としておけば自然に"差別"はなくなる	大阪市	29.1		
		35.8	堺市	同和地区のことや差別のことなど口に出さない
				で、そっとしておけば、自然に差別はなくなる
7.0/h (8.4-h/h)	大阪府	1.1		
その他(具体的に)	大阪市	0.5		
		5.3	堺市	その他
	大阪府	4.1		
どんなことをしても、"部落差別"はなくならない	大阪市	5.6		
		9.7	堺市	どんなことをしても、部落差別はなくならない
	大阪府	9.2		
無回答	大阪市	12.2		
		9.3	堺市	わからない+無回答
	大阪府	3883		
回答母数	大阪市	2756		
		1969	堺市	
			-	

※表中、大阪府、大阪市は1980年調査、堺市は1985年調査。

1-2 大阪府、大阪市の1985年以降調査の比較

大阪府、大阪市の 1985 年以降の調査を比較する。回答率の高い項目は、いずれの調査時点でも「同和地区のことや"差別"のことなど口に出さないで、「寝た子を起こす」ことをやめ、そっとしておけば自然に"差別"はなくなる」、「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」、「同和地区の人々が、かたまって住ま

ないで、分散して住むようにする」の各項目で、それらより回答率がやや低い項目としては「同和地区の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的に"行政"や同和地区外の人々に働きかけていく」がある。

注目すべきは、大阪府と大阪市との類似、また調査年ごとの回答傾向の類似である。まず、 先に 1980 年調査で確認された府と市の相違がここではみられない。1980 年代に展開された府、 市それぞれの教育、啓発活動を対照して検証する必要がある。次に、1980 年代以降の教育、 啓発活動は、少なくともこの質問項目について府民、市民の意識を大きく変えるものでなかっ た可能性が指摘できる。こちらもやはり、内容分析にもとづく検証の必要がある。

表 7-2 大阪府と大阪市 1985 年以降調査の比較

いままで、"部落差別"や、「同和問題」のことについて、いるいろおききしましたが、"部落差別"をなくすには、どうしたらよいとお考えですか? いちばん重要だと思うもの1つにし印をおつけください。		1985	1990	1995
	大阪府	1.9	3.4	4.4
	大阪市	1.4	3.1	5.0
「同和地区」の人々の収入を安定・向上し、教育水準を高め、	大阪府	5.2	5.5	3.6
生活力を強くする	大阪市	3.8	4.7	3.8
「同和地区」の人々が、差別にまけないよう努力し、積極的	大阪府	11.4	9.1	6.9
に「行政」や「同和地区」外の人々に働きかけて行く	大阪市	10.7	9.3	6.5
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大	大阪府	21.7	18.8	24.1
切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う	大阪市	22.4	17.5	23.5
基本的人権を守り、真の民主主義の確立をめざす国民的運動	大阪府	6.3	5.8	6.6
を拡大・強化する	大阪市	6.2	5.5	6.0
悪質な"差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法	大阪府	4.8	3.4	3.5
律で処罰する	大阪市	5.0	2.8	2.8
「同和地区」の人々が、かたまって住まないで、分散して住	大阪府	10.0	13.7	13.5
むようにする	大阪市	10.5	14.8	15.3
「同和地区」 のことや"差別"のことなど口に出さないで、「寝	大阪府	22.1	21.9	16.7
た子をおこす」ことをやめ、そっとしておけば自然に"差別" はなくなる	大阪市	22.5	22.6	16.8
その他(具体的に)	大阪府	1.3	1.7	2.3
ての他(共体的に)	大阪市	1.0	2.1	1.5
	大阪府	5.5	5.8	6.6
こんなここをしても、 部洛左別 はなくならない	大阪市	5.1	6.8	6.4
無回答	大阪府	9.8	10.7	11.9
<u>無以言</u> 	大阪市	11.4	10.8	12.4
回答母数	大阪府	3395	3958	3814
四百	大阪市	1771	2784	2583

※表中の選択肢は 1985 年調査のもの。1990 年調査、1995 年調査では選択肢「悪質な"差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する」が "差別"をしたり、"差別"を営利目的に使うものを、法律で処罰する」に改変。

2 2000年、2005年調査の比較

2-1 大阪府と大阪市の比較-教育・啓発活動に対する意見-

1985年調査~1995年調査ではおおよそ 25%が「重要」と回答していた「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」という考え方について、2000年調査、2005年調査は単独の設問を用意し、「非常に重要」から「重要でない」までの段階をつけて回答を求めている。「非常に重要」「やや重要」を合計した割合は、大阪府と大阪市、また 2000年と 2005年のいずれを比較しても、おおよそ 60%以上で差異は小さい。

回答傾向からして、部落差別をなくすための教育・啓発活動を実施することには府民全体の 同意と承認が得られたとみるべきである。今後は、活動の継続とともに、府民がそれらに積極 的、主体的に参加しているかどうかの検証および効果測定が課題となる。

衣 7-3 人	料义		
学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権 を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う		2000	2005
北帯に手両	大阪府	36.4	33.3
非常に重要	大阪市	37.6	32.9
わめ手車	大阪府	28.3	31.3
やや重要	大阪市	28.5	32.0
ちょり手声づけない	大阪府	10.6	10.1
あまり重要ではない	大阪市	9.7	9.7
重要ではない	大阪府	6.4	5.3
里安ではない	大阪市	5.4	5.3
to to C to L	大阪府	13.0	15.2
わからない	大阪市	13.6	14.6
無回答	大阪府	5.2	4.9
無凹台	大阪市	5.1	5.5
	大阪府	5568	3675
回答母数	大阪市	2534	1531

表 7-3 大阪府、大阪市の 2000 年・2005 年調査の比較

2-2 大阪府・大阪市 2000 年・2005 年調査と、堺市 1999 年・2005 年調査の比較 1)同和地区住民の異議申し立てに対する意見

はじめに、調査年、設問、選択肢が同一である、大阪府と大阪市の調査結果を比較する。同和地区住民が「社会に訴える」ことの重要性は、2000年調査以降、単独の設問という明確な形をとって問われはじめた。おそらく、回答者にはこの設問がいくとおりにも解釈されるのであろう、「わからない」との回答が大阪府、大阪市、また2000年調査、2005年調査のいずれでも、全体の4分の1以上を占めている。

考えられる解釈の一つは、被差別の側に部落差別をなくす努力を求めるもので、そのような 観点から重要である、あるいは重要でないと回答する場合があろう。もう一つの解釈としては、 「寝た子を起こすな」論とは反対に、問題化することへの同意を示すもので、そのような考え 方から重要である、重要でないと回答する。どちらの解釈にしたがっても、大阪府、大阪市、 また 2000 年、2005 年ともに、約35%の人々は、同和地区住民が社会に訴えることが「重要 である」と回答しており、地区住民による異議申し立てに注目する割合は、全体の3分の1程 度である。

今後は、異議申し立てを尊重し、真摯に聴く姿勢を一層ととのえるための啓発と、それが被 差別の側に一方的な努力を求める姿勢につながらないための工夫とが必要になる。

続いて以上の回答傾向を、堺市 1999 年調査、2005 年調査における類似の設問と比較する。

「同和地区の人々が、もっと積極的に差別の不当性を訴えて、人々に働きかけていけば、差別はなくなる」という考え方に「そう思う」と回答する割合は、堺市で、1999年調査、2005年調査いずれの時点でも、およそ15%程度である。他方、堺市の「どちらともいえない」と回答する割合は、大阪府、大阪市の「わからない」と回答する割合を10ポイント以上、上回っている。堺市における教育・啓発活動との関連について、詳細な検証が必要である。

表 7-4 同和地区住民の異議申し立てに対する意見

同和地区住民が差別の 現実や不当性をもっと 強く社会に訴える		2000 1999	2005		同和地区の人々が、もっと積極的 に差別の不当性を訴えて、人々に 働きかけていけば、差別はなくな る
 非常に重要	大阪府	13.2	10.3		
か 市 に 里 女	大阪市	13.6	10.0		
		6.8	4.8	堺市	そう思う
やや重要	大阪府	21.9	24.7		
ドド里女	大阪市	23.0	24.4		
		8.6	8.6	堺市	どちらかといえばそう思う
あまり重要ではない	大阪府	18.5	22.1		
のより主女ではない	大阪市	17.7	21.0		
		16.0	18.0	堺市	どちらかといえばそう思わない
重要ではない	大阪府	14.8	11.5		
重安ではない	大阪市	13.3	12.5		
		23.3	20.5	堺市	そう思わない
わからない	大阪府	25.6	26.1		
101110161	大阪市	26.2	26.3		
		38.4	39.8	堺市	どちらともいえない
無回答	大阪府	6.0	5.4		
※口日	大阪市	6.2	5.8		
40010 10110 10100 1010 1010 1010 1010 1		6.9	8.4	堺市	無回答
回答母数	大阪府	5568	3675		
口口号奴	大阪市	2534	1531		
		2948	2850	堺市	回答母数

[※]表中、大阪府、大阪市は 2000 年・2005 年調査、堺市は 1999 年調査・2005 年調査。

2)「寝た子を起こすな」論に対する意見

はじめに、調査年、設問、選択肢が同一である、大阪府と大阪市の調査結果を比較する。1985年調査~1995年調査では微減しながらもおよそ22%~およそ17%を占めていた「寝た子を起こすな」論に対する同意が、2000年以降も、また大阪府全体、大阪市ともに30%を大きく上回って継続している。1980年調査以降、少ないながらもずっと変わらずにある回答傾向から、その根強さをうかがい知ることができる。前項でみたとおり、部落差別をなくすための教育・啓発活動には多くの承認が得られているが、その中で、差別を問題化することの正統性、意義や必要性がくり返し説かれていくべきであろう。

続いて以上の回答傾向を、堺市 1999 年調査、2005 年調査における類似の設問と比較する。「「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいた方がよい」と「思う」との回答は、堺市で、1999 年調査、2005 年調査ともに、60%を上回っている。他方、堺市の「どちらともいえない」と回答する割合は、大阪府、大阪市の「わからない」と回答する割合を 10 ポイント以上、下

回っている。総じて堺市の回答傾向は「寝た子を起こすな」論に親和的であると言うことがで きる。

表 7-5 「寝た子を起こすな」論に対する意見

衣 7-3 で で た 丁 で 起 こ 9 な]	計にとり	の思兄			
「同和地区」のことや「差別」					5 V = 1
があることを口に出さない		2000	2005		「差別、差別」と騒がないで、
で、そっとしておけば自然に		1999			そっとしておいた方がよい
「差別」はなくなる		100	15.0		
非常に重要	大阪府	18.9	15.6		
	大阪市	17.8	16.0		
		40.2	42.8	堺市	そう思う
やや重要	大阪府	18.0	19.8		
() 主义	大阪市	17.7	19.9		
		24.4	24.4	堺市	どちらかといえばそう思う
あまり重要ではない	大阪府	11.4	12.8		
めより重安ではない	大阪市	12.2	13.7		
		6.5	5.3	堺市	どちらかといえばそう思わな
		0.5	5.5	사미	ر١
重要ではない	大阪府	18.4	16.7		
里女にはない	大阪市	17.4	16.3		
		7.2	5.6	堺市	そう思わない
たかこ た い	大阪府	28.6	30.0		
わからない	大阪市	30.0	28.7		
		16.7	15.7	堺市	どちらともいえない
無同 梦	大阪府	4.6	5.0		
無回答	大阪市	4.9	5.5		
		5.0	6.2	堺市	無回答
	大阪府	5568	3675		
回答母数	大阪市	2534	1531		
	. (120.15	2948	2850	堺市	回答母数
w+1 1 1 m = 1 m + 1 0000 f				21 -12	H1:32

[※]表中、大阪府、大阪市は 2000 年・2005 年調査、堺市は 1999 年調査・2005 年調査。

3 比較から見る啓発の課題

いくつかの回答傾向をあわせ見て、考えられうる可能性を述べる。いずれも今後の検証を待 つべきものであり、最終的な結論ではない。

大阪府・大阪市 1980 年調査と堺市 1985 年調査の比較では、同和地区の人々が分散して住むようにすべきとの意見で、堺市が相対的に多く、大阪府・大阪市が相対的に少なかった。これに対し、教育活動、啓発活動への期待は、大阪府・大阪市で相対的に高く、堺市で相対的に低かった。ふたつの回答傾向を関連づけながら考えると、差別の原因のいくらかを同和地区のあり方、ないし同和地区住民にもとめる傾向の強い堺市では、教育・啓発活動に対する評価も低いことが分かり、両者が関連している可能性を指摘できる。教育・啓発活動とは、もちろん、被差別の側よりもむしろ差別する側、またひろく市民一般にむけた情報提供や促しである。差別の原因に関する認識のあり方によっては、教育・啓発活動について、その意義が感じられない可能性もある。このような回答傾向といくらかの解釈にしたがえば、今後の啓発においては、

そもそも差別とはどのような現象であり、その根本的な原因はどこにあるのかという点をしっかりと示し、理解に導く必要がある。

1985年から1995年調査に関する大阪府と大阪市の比較では、調査年による回答傾向の変化がないことに注目すべきである。この間の教育・啓発活動は、少なくとも部落差別をなくす方法をめぐる人々の意識に、みるべき影響を与えていない可能性を指摘しうる。

大阪府、大阪市の2000年調査、2005年調査では、設問が改変され、より詳細に人々の意見が把握された。教育・啓発活動に対する意見では、6割以上が「重要」と答えるようになっており、複数回答方式で訊いた1980年調査と比べても倍増している。このような変化の背景にある可能性としては、回答方式の違いの他、この間に実施された教育・啓発活動が高い評価を得たこと、人々の意識のなかで教育や啓発に対する期待感が強まったこと、などが考えられる。いずれにしても、現在、大阪府、大阪市とも教育・啓発活動への高い同意、承認が得られていると言うことができ、今後いっそう活発なプログラムの開発、実施が望まれる。しかし、これとは逆に、それらが問題解決を「ひとまかせ」にする傾向の表れとみれば楽観的にはなれない。人々の積極的、主体的な参加を確認するための検証が不可欠である。

堺市の 1999 年調査、2005 年調査ともあわせてみると、次のような特徴的回答傾向がみられた。同和地区住民の異議申し立てに対する意見では、堺市の回答傾向が大阪府、大阪市と大きく異なっており、その原因究明の必要性が確認される。総じて、堺市では異議申し立てを尊重し、それにむきあおうとする姿勢が必ずしも強くない。引きつづきみた次の回答傾向、すなわち「寝た子を起こすな」論に対する意見では、それが一層鮮明に表れている。

差別の解消という大きな取り組みにとって、差別的な事態、事象に対して異議を申し立てる作業は不可欠の第一歩である。そのような異議申し立てへの注目、承認、同意こそが人々に求められる姿勢であるが、少なくともこの質問への回答をみるかぎり、現状は悲観的であると言わざるをえない。異議申し立ての活動を尊重し、それに真摯にむきあう意識の醸成こそ、今後の教育・啓発活動が何よりめざすべき課題である。